



2022年 8月 26日
第33号

JR 東労組 Yokohama

JR 東労組横浜地本

発行人 助川 一実

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申3号 「『変革2027』の実現に向けた組織の再編 について」に関する申し入れ 会社へ提出!

横浜地本は8月26日に表題の申し入れを行いました。4月25日に提案を受け、組合員の疑問や不安の声を基に7月22日に解明交渉を行い、会社の考えを引き出してきました。職場現実や施策により想定される問題・課題をもとに基本
要求の11項目を申し入れ、組合員の不安や不満の解消を図っていきます。

1. 施策に伴う異動にあたっては、キャリアプランはもとより、家庭環境や通勤事情を把握した上で、本人と十分なコミュニケーションを図り、合意に基づいて行うこと。
2. 新たな担務や企画業務の教育・訓練は十分な習熟期間を設け、一定の技術・技能レベルに到達してから一本立ちとすること。また、前任者や経験者が未経験者をフォローできる体制をとること。
3. 兼務発令にあたっては、目的、期間、担務内容を明らかにして説明すること。また必要な教育と訓練は事前に実施し、不安の無いようにすること。
4. 施策に伴う兼務、融合、連携や企画業務により、出面数を割り込む運用を行わないこと。
5. 業務の融合や集約に際し、各社員の能力に十分配慮し、担務数をノルマとして課さないこと。また、担務数をもって人事評価の基準としないこと。
6. 企画業務を担う際に使用する物品や連絡ツールは会社支給のものを利用することとし、私物利用を行わないこと。
7. 企画業務を行う際の時間外労働について、社員からの事後申告に基づく時間外労働も、実態を把握し実績として認定をすること。
8. 施策に伴う異動を見越し、執務スペースや休憩・休養設備、システム関係機器の整備は前もって行うこと。
9. 施策に伴う地方機関の所属変更により、福利厚生や事務手続きで不利益や非効率が無いように配慮すること。
10. 現業機関へ移管する乗務員運用計画の作成にあたっては、支社として行路の作成条件に過大なノルマを設定しないこと。また、すべてを現場任せにせず、乗務労働の特殊性の視点でチェックを行うこと。
11. 現業機関に移管する販売促進や直営事業において、個人へ過大なノルマを設定したり、社員間の過度な競争を引き起こすような運営をしないこと。

「安全・健康・ゆとり・働きがい」があり、豊かさが実感できる施策とするために、基本交渉で組合員の不安や不満の解消をめざします!